

2019年10月10日 第2392回例会
10月第2例会

RIT-マ ROTARY: ROTARY CONNECTS THE WORLD
「ロータリーは世界をつなぐ」

本年度会長テーマ
「原点を確かめ、もっと親睦、もっと奉仕を！」

「経済と地域社会の発展月間」「米山月間」

◆ 会長時間 ◆

斉藤会長



本日は職場訪問例会で、ここ広島弁護士会館と広島地方裁判所に例会場を変更しております。ロータリーの創始者ポール・ハリスの職業であった弁護士の職業とも言える裁判所への訪問は、ロータリーの原点を確かめるに相応しいことだと思います。職業奉仕委員会の土井委員長と弁護士の小田委員をはじめ皆さんには早くから計画と準備をしていただき有難うございました。本日は、制度開始から10年経った「裁判員制度」についての卓話をお聞きすることになっております。この制度は、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民の信頼の向上につながることが期待されています。我々にも裁判員候補者名簿に登録されたことを知らせる通知がいつ届くかもしれません。本日はその時のためにも、同制度について理解を深める良い機会だと思っております。卓話終了後は、当クラブの弁護士4名の皆さんにリードしていただき、広島地方裁判所内見学や裁判傍聴をしていただく予定になっております。私自身、裁判所に入るのも裁判を傍聴するのも初めての経験ですので、興味津々でありドキドキしております。本日はよろしくお祈りいたします。

● 会務報告

加藤幹事

※次週17日は休会となっておりますので、お間違えのないようお願いいたします。メイクアップの必要もございません。

● 委員会報告

※ プログラム・出席委員会

出席報告 柳原委員長

本日 (10月10日・木曜日)

会員数	87名	出席者	63名
欠席者	24名	ご来客	0名
ご来賓	0名	ゲスト	0名
		計	63名

前々回 (9月26日・木曜日)
出席率 100%



※ 青少年・インターアクト委員会 田原委員長

ひろしま協創高校インターアクトクラブとの50周年記念交流事業のご案内

※ 職場訪問例会 スケジュール

11:45	現地集合ー広島弁護士会館2階
12:00~12:30	食事・施設見学注意事項説明等
12:30~12:40	広島西RC例会
12:45~13:00	広島地方裁判所へ徒歩移動
13:10~13:30	卓話 (法廷)
13:40~	裁判傍聴・施設見学 (自由解散)

職場訪問例会

卓話



広島地方裁判所刑事第2部
部総括裁判官
安藤 範樹 氏

裁判員に関する質問：本当はどうなの？



従業員が裁判員に選ばれたことは、他の従業員達に漏らしてはいけませんか？

裁判員を務めていることは守秘義務の対象ではありません。本人の了承のもと、他の従業員に説明し、理解を得た上で、仕事の調整を図ることも効果的ではないでしょうか。



4

裁判員に選ばれるまで



1

裁判員に関する質問：本当はどうなの？



うちは日給制のため、従業員が長期間裁判員を務めると、本人の生活が不安定にならないか心配です。

裁判員を務める等のために裁判所にお越しいただいた方には、日当と旅費をお支払いします。



5

裁判員に関する質問：本当はどうなの？



従業員が裁判員に選ばれました。辞退することはできないのでしょうか？

お仕事があるだけでは辞退は認められません。裁判員等を務めるために休暇を取得することも認められており、ご配慮をお願いいたします。 ※労働基準法7条



2

裁判員に関する質問：本当はどうなの？



裁判員や候補者になる確率はどの位ですか。

広島県の平成30年度の実績によると約380人に1人が候補者となり、約36000人に1人が裁判員等に選任されています。身近な数値とは言えないかも知れません。

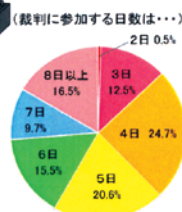


6

裁判員に関する質問：本当はどうなの？



裁判員裁判は長い間かかるのですか？



広島での裁判員裁判の日数は、平均6.3日でした。



3

裁判員に関する質問：本当はどうなの？

しかし、裁判員制度がスタートしてからの10年間で、約38人に1人が候補者となり、約1130人に1人が裁判員等に選任されています。意外と身近な数値ではないでしょうか。今後、10年、20年と事業を営む上で、従業員の皆さんが裁判員制度に関わるかも知れません。



7

※裁判所から、候補者の皆さんに送付する書類です。

勤務先に提出するなどしてご活用ください

裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ

～裁判員制度へのご協力をお願い～



裁判員制度

広島地方裁判所

このたび、皆様の職場にお勤めの方が、裁判員候補者に選ばれました。
裁判員制度は、国民の皆様の積極的な協力なくしては成り立たない制度です。
裁判員候補者の方が、裁判員裁判に参加できるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

裁判員制度について

- ☆ 裁判員制度は、国民の皆様から選ばれた6人の裁判員の方に、刑事裁判に参加していただき、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めていただく制度です。
- ☆ 裁判員制度は、平成21年にスタートしました。平成28年までに**5万人以上の方が裁判員に選ばれ、そのうち、8割近くの方が会社員等のお仕事をされています。**

裁判所へお越しいただく日程について

- ☆ 裁判員候補者の方に**裁判所へお越しいただく日程は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載されております**ので、ご確認ください。
- ☆ 裁判員候補者の方には、**まず、選任手続期日**に出席していただきます。
選任手続の結果、**裁判員に選ばれた場合は、裁判の全日程に出席していただくこととなります。**


必要な休暇等について

- ☆ 裁判員を務めるために必要な休暇を取することは、法律（労働基準法7条）で認められておりますので、**裁判員候補者の方が必要な休暇を取ることができるよう、ご配慮をお願い申し上げます。**
- ☆ 裁判所へお越しいただいた裁判員候補者の方には、**日当と交通費をお支払いします**。また、**裁判所へお越しいただいたことを証明する書類を発行し、裁判員候補者の方にお渡しすることが可能です。**

お仕事を理由とした辞退について

- ☆ 裁判員候補者の方にお仕事があるというだけの理由では、辞退は認められないことになっておりますので、**できる限り、裁判員候補者の方が参加できますよう、お仕事の予定を調整するなどのご配慮をお願い申し上げます。**
ただし、裁判員候補者の方に重要な仕事があり、その方ご自身で処理しなければ事業に著しい損害が生じる場合は、辞退が認められます（裁判員法16条8号ハ）。



<p>例会日・木曜日 12:30~13:30 例会場・ANAクラウンプラザホテル広島 会長 斉藤 昭一 幹事 加藤 博基</p>	<p style="text-align: right;">広島西RC 検索 </p> <p>事務所・〒730-0011 広島市中区基町6-78 リーガロイヤルホテル広島13F TEL 082-221-4894・FAX 082-221-4870 E-mail : hwrc@godorc.gr.jp 作成・会報雑誌・広報委員会</p>
---	--